

## 新型コロナウイルス雇用安定支援金 Q&A

令和2年7月15日現在

このQ&Aは、新型コロナウイルス雇用安定支援金支給要領に定めることのほか、制度を運用するにあたり、わかりにくい点について考え方を示すものです。

### Q1 正規雇用者とは。

A 次の全てを満たす者です。

- 1 雇用期間の定めのない雇用者
- 2 1週間の所定労働時間が週30時間以上の者
- 3 他の通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度である者
- 4 雇用保険の被保険者（雇用保険の加入要件を満たす雇用者に限る）
- 5 以下のいずれかに該当する場合は、健康保険及び厚生年金保険の被保険者であること
  - ・事業者が法人である場合
  - ・5人以上雇用する適用業種の個人事業主である場合

※1～5については、労働条件通知書、雇用契約書、就業規則等により確認します。

### Q2 正規雇用とパート・アルバイト等の違いは何ですか。

A 原則として、就業規則上の区分により判断します。

就業規則で判断できない場合又は労働基準法の規定により就業規則の届出義務がなく（常時使用する労働者が10人未満の事業者）、就業規則を作成していない事業主については、退職金の有無、賞与の有無、給与支給形態等について他の労働者と比較して判断します。

### Q3 対象となる離職者をハローワークや公益財団法人産業雇用安定センター以外の職業紹介事業者の紹介で正規雇用した場合でも、奨励金の支給の対象になりますか。

A 対象になります。

### Q4 対象となる離職者の要件を満たしている県外在住の方を正規雇用し、正規雇用後に県内に転居した場合は、奨励金の支給の対象になりますか。

A 申請の時点で県内在住であれば、対象になります。

### Q5 奨励金の支給対象外となる業種はありますか。

A 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する業種は対象外です。

### Q6 送出企業離職後、A企業で正規雇用された対象労働者がA企業を離職し、次にB企業で正規雇用されて3月を超えて勤務した場合、B企業は奨励金の申請ができますか。

A 奨励金は、離職者を速やかに正規雇用に繋げることを目的としており、送出企業離職後、最初に正規雇用された企業（A企業）だけが支給対象企業となります。よって、B企業は申請できません。

### Q7 支給申請書に添付する「対象労働者が送出企業を離職した際に交付された離職票又は解雇（予告）通知書等、事業主の都合による離職であったことがわかる書類の写し」とはどんなものですか。

A 離職票、解雇（予告）通知書の写し以外には、「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し」などが考えられます。

**Q 8 対象となる離職者の要件「事業主都合による離職」とはどのような場合ですか。**

- A 倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた場合です。具体的には、離職票、雇用保険受給資格者証等の離職理由欄が「1 1（又は1 A）」「1 2（又は1 B）」「2 1（又は2 A）」「2 2（又は2 B）」「2 3（又は2 C）」「3 1（又は3 A）」「3 2（又は3 B）」と記載される場合です。

**Q 9 不支給要件及び支給金返還要件における「事業主都合の解雇等（退職勧奨等を含む。）」とは、どのような場合ですか。**

- A 労働者の責めに帰すべき理由による解雇、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇の場合及び勧奨退職等。具体的には、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書において喪失原因が「3」と記載される場合、または離職票等の離職理由欄が「1 1（又はA 1）」「3 1（又は3 A）」と記載される場合です。